

# ○令和8年度エシカル消費普及啓発事業実施業務に係る公募型プロポーザル方式による受託者公募に関する公告

公募型プロポーザル方式による受託者の公募について次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成し、提出されたい。

令和8年4月13日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 委託業務の内容

### (1) 委託業務名

令和8年度エシカル消費普及啓発事業実施業務

### (2) 委託業務の内容

令和8年度エシカル消費普及啓発事業実施業務委託仕様書のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

## 2 参加者の資格に関する事項

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に該当する者ではないこと。
- (7) 茨城県内に本店又は支店等を有すること。

## 3 手続き等に関する事項

### (1) 担当部局

茨城県県民生活環境部生活文化課 生活担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2829（直通）

FAX 029-301-2848

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和8年4月13日（月）から令和8年4月24日（金）までの午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 交付場所

上記（1）の担当部局に同じ。

ウ 交付方法

上記イにおいて直接交付又は下記 URL からダウンロードすること。

URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、直接交付を希望する場合は、上記（1）の担当部局に連絡すること。

(3) 企画提案の参加申請期限等

ア 提出期限

令和8年4月28日（火） 午後5時必着

イ 提出先

上記（1）の担当部局に同じ。

ウ 提出方法

持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

(4) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年4月28日（火） 午後5時必着

イ 提出先

上記（1）の担当部局に同じ。

ウ 提出方法

持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

## 4 業務委託者の選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき書類審査を行い、審査を通過したものについては担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価項目により書類審査を行う。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

区分	評価項目
①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。

④事業遂行体制	作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。
⑤総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

## 5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書について、ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 採択された企画提案書（ポスター、チラシ等を含む）の著作権は茨城県に帰属する。
- (6) 採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約保証金は契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (9) その他詳細については、説明書による。